

洗濯業務委託 仕様書

この仕様書は尾鷲総合病院（以下「委託者」という。）における洗濯業務の仕様を示すもので、業務受託者「以下「受託者」という。」は本仕様書に基づき、当該業務を誠実に実施するものとする。

1. 業務概要

(ア) 業務名:洗濯業務委託

(イ) 履行場所:三重県尾鷲市上野町5番25号

尾鷲総合病院内

(ウ)履行期間:令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

2. 業務の遂行

(ア) 乙は業務委託の全体の責任者を必ず設定しておくこと。全体の責任者は、勤務時間帯において常時、現場責任者或いは、現場責任者の業務を代行できる者が配置されていること。また、甲の指示を受け洗濯業務の指導監督を行い、洗濯業務を完遂するよう努めるものとする。

(イ) 乙は洗濯作業員の採用にあたっては、十分身元調査を行うとともに風紀及び衛生の維持に関して一切の責任を負うものとする。

(ウ) 乙は洗濯作業員に対し、業務要領、洗濯器具の使用方法等必要な訓練を十分行い作業中における事故防止及び建物備品等の損傷防止に努めなければならない。

(エ) 乙は洗濯作業員には作業中一定の衣服を着用させ、洗濯作業員であることを明らかにし、清潔を保持するようにしなければならない。

(オ) 洗濯作業員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。

(カ) 洗濯作業員は、土・日曜、国民の祝日に関する法律第2条、第3条で定める日、及び12月29、30、31日、1月2、3日は業務を要しない。ただし、土・日曜、国民の祝日に関する法律第2条、第3条で定める日、及び12月29、30、31日、1月2、3日が4日以上連続する場合は、中1日通常の間勤務を要すること。

(キ) 乙は業務上知りえた秘密については、一切口外しないこと。業務委託終了後も同様とする。

(ク) 洗濯業務に使用する機械器具については、病院備え付けの設備を利用し、洗濯業務を行う。素材の特性や汚れの状況によって適切な洗濯方法、洗剤を使

用すること。

- (ケ) 受託者は平成5年2月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知に定める衛生基準に従うほか、医療法、同施行令、同施行規則、厚生(労働)省の通知等関係法令を熟知し、それに従って業務を遂行するとともに、業務を行ううえで必要な条件を満たすこと。

3.洗濯業務

- (ア)病院備え付けの設備を利用し、洗濯業務を行う。
(イ)素材の特性や汚れの状況によって適切な洗濯方法、洗剤を使用すること。
(ウ)タオル・バスタオル、一部職員ユニフォーム、その他。
(エ)洗濯物・清拭タオルのたたみ業務を行う。
(オ)洗濯物の補修
軽微な解れ物・破れ物については補修を行う。

4.洗濯対象物

タオル、バスタオル、タオルケット、マスク、検査着、術着、OP着、外来当直着、帽子、軍手、フェイスタオル、クッション、清拭タオル、抑制帯、ミトン、ストッキング、三角巾、ニーブレス、職員用毛布、ソファカバー、その他指示するもの。

5.支払方法

支払方法は、毎月の支払とし、(毎月の支払金額は契約後、双方協議の上決定する。)月末に請求し、翌月の月末までに支払うこととする。

6.契約終了に伴う業務の引継ぎ

新たに業務を受託する業者は、1の履行期間の2か月前から前任者からの引継ぎを受け、契約期間に入ってから業務に支障を来たさぬようにしなければならない。また、契約終了に伴う次の受託業者に対する引継ぎは、契約期間終了2か月前から誠実に行い、次の受託業者が引継ぎ後業務に支障を来たさぬようにしなければならない。

7.契約の解除

甲は、乙が契約の条項に違反したとき、契約期間中いつでの契約の一部または全部を解除できる。また、乙が契約を履行できないと甲が認めるときも同様とする。

8. その他

(ア) 医療関連サービスマーク、クリーニング師免許

本業務受託者は、医療法第15条の2の規定に適合するものであり、且つ、財団法人医療関連サービス振興会が定める医療関連サービスマーク（洗濯業務）の交付を受けていること。又は、クリーニング師免許を有している者を配置していること。（入札参加資格審査申請書に添付すること。）

(イ) 実績表

入院施設のある病院で過去5年間で洗濯業務の契約実績があること。（入札参加資格審査申請書に添付すること。）

(ウ) 欠員の補充

業務従事者に急病、欠勤、退職等により欠員を生じる場合、理由の如何を問わず補充できるようにし業務に支障を来たすことがないようにしなければならない。

(エ) 従事者名簿

乙は、甲に対して住所、氏名、連絡先、責任者を記した従事者名簿を毎月提出しなければならない。また、業務従事者に異動があった場合は、すみやかに届け出ることとする。

(オ) 権利、義務の譲渡禁止

契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

(カ) 乙による乙の従業員に対する責任

乙は乙の従業員に対する雇用主として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償法等、従業員に対する法令上の責任をすべて負うものとする。

また、従業員の駐車場については乙が手配する。乙が業務実施にあたり災害を受けたときは、甲と協議の上、決定するものとする。

(キ) その他

従業員の駐車場は、乙が責任をもって確保するものとする。

この仕様書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。